

提出書類早見表 ※ 認定取消の場合は、福利厚生事務の手引(R8.1月発行)87Pを参照してください。

今回は、昨年度要件確認日(令和7年7月1日)以降の要件を確認します。ただし、昨年度要件確認が完了していない者等については、令和7年6月以前の要件も確認します。

「1 共通提出書類」は、**全員提出必須の書類**です。「2 調査対象者別提出書類」は、**調査対象者の続柄に応じて該当する場合**に提出してください。

1 共通提出書類(全員必須)

No.	書類名			備考	
1	被扶養者要件確認通知書				
2	申請理由書(様式集 56ページ)			取消の手続を行う場合は、申請理由書の提出は必要ありません。	
3	調査対象者の収入を確認する書類				
	収入の有無	収入内容	書類内容	備考	
	有	パート・アルバイト等の給与収入	収入超過がない場合	最新年度の(非)課税証明書の写し ※ 認定日より前の収入(例:退職前の給与)が記載されている場合は、退職時の源泉徴収票の写しも添付してください。	収入超過がないとは、 3か月連続の月額限度額超過や年額限度額超過 がないことをいいます。 ※ 福利厚生事務の手引(令和8年1月発行)53~54ページ参照 これらの超過がない旨の申告があり、(非)課税証明書で収入が年額限度額内と確認できた場合、収入超過なしと判断します。
			収入超過がある場合	事業主の人材不足等の事情に伴う一時的かつ他律的な収入変動の場合 給与等支払証明書+事業主証明書(様式集 60ページ) 給与等支払証明書(様式集 58ページ)	
		年金、恩給等	最新の年金額改定通知書 又は 年金証書の写し		公的年金等の源泉徴収票、年金振込通知書は、年金年額が確認できないため不可です。
	自営業、事業収入等	確定申告書の写し ※ 収支明細書、株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書、青色申告決算書等、収支内訳の分かるものも添付してください。		電子申告の場合は、税務署の電子申告受付日時のあるものを提出。 書面申告の場合は、税務署交付の「リーフレット」を併せて提出。 (令和7年2月18日付6公立東京給第1774号参照)	
無	—	最新年度の(非)課税証明書の写し ※ 認定日より前の収入(例:退職前の給与)が記載されている場合は、退職時の源泉徴収票の写しも添付してください。		18歳未満(高校生以下)であれば、(非)課税証明書の提出は省略とします。 海外留学で住民票を移して非課税証明書を取得できない場合は、海外留学の事実が分かる書類(留学先の学生証の写し等)でも可とします。	

2 調査対象者別提出書類(該当する場合に提出)

○...提出が必要な書類 ×...提出が不要な書類

調査対象者の続柄	提出書類					備考
	組合員の源泉徴収票	収入を確認する書類	非扶養証明書		住民票	
			提出該当者	提出該当者		
配偶者	×	×	—	×	×	※1 収入に応じて書類を提出してください。
子	×	×	—	×	×	・収入あり: 源泉徴収票、最新の年金額改定通知書 又は 年金証書の写し、確定申告書の写し(上記表1の自営業、事業収入等参照)のうち該当するもの ・収入なし: 最新年度(令和8年度)の非課税証明書 なお、主たる扶養義務者が組合員以外にいない場合(死別・離別等)は、申請理由書に明記してください。
父及び母(両方とも対象)	×	×	—	○	組合員の兄弟姉妹	
父又は母(一方のみ対象)	○	○※1	認定されていない父母の一方	○	組合員の兄弟姉妹	×
兄弟姉妹	○	○※1	父母、対象者の配偶者	○	対象者の兄弟姉妹	×
孫	○	○※1	対象者の父母、組合員の配偶者	×	—	×
上記以外	○	○※1	対象者の父母及び配偶者	○	他の扶養義務者	△※2

※2 同一世帯が認定条件の者については提出してください。(福利厚生事務の手引(令和8年1月)P50参照)

◎調査対象者が配偶者、子の場合、追加の提出書類はありません。

◎コロナ対応(ワクチン業務等)による一時的な収入増の場合は、事前に資格担当へ相談ください。